

マイナンバーカードで近くて・待たずに・便利に！

証明書のコンビニ交付サービスが始まります！

10月1日から、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどに設置されたキオスク端末(マルチコピー機)で証明書が取得できるようになります。

取得できる証明書や1件あたりの証明手数料などは下表のとおりです。



| 利用可能な店舗 | 証明書取得に必要なもの | 取得可能な証明書 | 取扱時間および手数料 |
|--|--|--|---|
| セブンイレブン ローソン ファミリーマート ミニストップ イオンリテール | ・マイナンバーカード ・利用者証明用電子証明書の暗証番号 ※申請書・請求書の記入は必要ありません | 住民票の写し※ ¹ 印鑑登録証明書※ ² 所得課税証明書※ ³ | 【取扱時間】 午前6時30分～午後11時まで 【手数料】 各200円 |

※1～3 いずれも、佐野市に住民登録がある方が対象です

※1 住民票の写しは、同一世帯員の方の証明書も取得可能です。除票は取れません。「世帯主・続柄」「本籍・筆頭者」の記載の有無は選択できますが、「住民票コード」や「マイナンバー」記載のものは取得できません

※2 印鑑登録証明書は、事前に市役所窓口にて印鑑登録が必要です

※3 所得課税証明書は、前年の収入額、所得額、現年度の課税額(所得割額、均等割額)、所得控除の内訳が記載されています。取得できる年度は最新年度のみで、10月1日のコンビニ交付開始時点では、令和元年度の証明(平成30年中の収入が記載)が取得できます。取得できるのは次の方です

- ・所得税確定申告、市県民税申告のいずれかをしている人
- ・給与所得者で給与支払者から支払報告書が提出されている人
- ・年金受給者で年金支払者から支払報告書が提出されている人

※専業主婦などで収入がなく、申告をしていない人はコンビニ交付では取得できません。詳しくは市民税課へお問い合わせください



マイナンバーカードは免許証やパスポートのように、公的な本人確認書類として使用できます。初回の申請は無料ですので、まだお持ちでない方はぜひ申請しませんか？

申請の際は郵送された通知カードの下についている個人番号カード交付申請書が必要です。交付申請書がない方は、本人確認書類1点をお持ちになり下記の窓口にお越しください。

申請方法については広報さの8月号や市ホームページにも掲載しています。詳しくはお問い合わせください。

■問合せ

【コンビニ交付、マイナンバーカード申請、住民票、印鑑登録証明書】市民課届出証明係 ☎(20)3016

【マイナンバーカード申請、住民票、印鑑登録証明書】田沼行政センター市民係 ☎(61)1124、葛生行政センター市民係 ☎(86)4713

【コンビニ交付、所得課税証明書】市民税課市民税係 ☎(20)3008

幸せのお手伝い
結婚相談所
秘密厳守・相談無料
Happy Time 佐野北支部
初婚・再婚・中高年・母子家庭
予約制 ☎0283-85-2443
☎090-7638-3696

誰だって
まあるく
なれば
縁がある

ありがとうのキャッチボール
想いを伝える贈与
あんしん
相続無料
セミナー
一般社団法人 相続相談あんしんプラザ
行政書士 細見 愛子
日時 9月18日(水)午後1時半～
場所 佐野市役所1階 市民活動スペース
申込み 一般社団法人 相続相談あんしんプラザ
問合せ ☎0285-38-9550 小山市東城南5丁目1番地7
相続
遺言
贈与



注目
健康福祉
募集
催し物
お知らせ
講座
施設
子育て

延長窓口業務変更のお知らせ

■問合せ＝行政経営課 ☎(20)3005

毎週水曜日と金曜日は、午後7時まで窓口業務の時間延長を行っていますが、10月1日から、住民票等のコンビニ交付の開始およびこれまでの取扱い件数の現状を勘案し、次のとおり開設窓口の業務が変更になりますので、お知らせします。

| 庁舎名 | 現在 | | 10月1日以降の変更内容 |
|----------------------|--|-------------|---|
| | 開設課および業務 | 実施曜日 | |
| 佐野市役所 | 市民税課、資産税課、収納課、市民課、こども課、保育課、障がい福祉課、医療保険課、いきいき高齢課、介護保険課 (各窓口業務の詳細については、市ホームページでご確認ください) | 毎週水曜日および金曜日 | 開設課のうち、いきいき高齢課での開設を廃止します。 |
| 田沼行政センター 葛生行政センター | 上記の課で実施している申請受付などの窓口業務 (詳細については、市ホームページでご確認ください) | 毎週水曜日および金曜日 | ・金曜日の開設を廃止し、毎週水曜日のみの開設となります ・いきいき高齢課で行っている窓口業務は取扱いません。 |

※休日窓口（毎月第4日曜日における市民課、収納課の開設）は変更ありません

パブリック・コメント（意見公募）を実施します

次の2件の案について、皆さんのご意見をお寄せください。お寄せいただいたご意見は、それに対する市の考え方とともに整理したうえで、後日、意見の募集結果として市ホームページなどで公表します。なお、その際には、住所、氏名などの個人情報除き、ご意見の概要のみを公表します。また、個々のご意見に対しては直接の回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

- ▶ **募集期間**＝9月2日(月)～10月1日(火)(必着)
- ▶ **閲覧時間**＝午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)
- ▶ **閲覧場所**＝市政情報コーナー（市役所2階）、田沼・葛生行政センター、行政経営課（市役所6階）

※市ホームページでは期間中、常時閲覧できます

- ▶ **意見提出**＝閲覧場所に備え付けの意見記入用紙に必要事項を記入のうえ、直接、郵送、ファクスまたは電子メールで行政経営課へ

〒327-8501 佐野市高砂町1番地 FAX(22)9104 ✉gyouseikeiei@city.sano.lg.jp

- **問合せ**＝行政経営課 ☎(20)3005 ※電話による意見の受付は行いません

●佐野市業務改善計画（案）

少子高齢化や、老朽化が進んでいる市有施設の更新などにより、財政負担が増加し、一方で地方創生や地方分権改革に適切に対応し、将来にわたり安定的な市民サービスを提供していく必要があります。このことから、本市では、行財政改革の一環として、中長期的な視点から事業の見直しを行い、財政負担の軽減を図るとともに、限られた経営資源を有効に活用するため市が担う業務について質、量の適正化を図ることを目的として各種業務の改善を行います。

- ▶ **公表する資料**＝佐野市業務改善計画(案)および佐野市業務改善計画実施計画（案）

●受益者負担の適正化に関する指針（案）

市が提供する行政サービスについては、現在、サービスや施設ごとに料金を定めています。また、多くは1市2町合併前の料金をそのまま引き継いでおり、類似サービスや類似施設において算定根拠や減免基準が統一されていない状況です。ご利用される市民の皆さんに公平・公正にご負担いただくためには、基本原則や、算定の方法など、市としての統一的な考え方を示す必要があります。

- ▶ **公表する資料**＝受益者負担の適正化に関する指針(案)

